

令和4年4月1日対象承認申請受付分から木造民間住宅耐震建替え工事事業に新たな2つの要件が加わります。

- 建替え後の住宅は、土砂災害特別警戒区域内に存するものでないこと。
- 建替え後の住宅は「省エネ基準」に適合するものであること。住宅性能評価書の写しやフラット35S適合証明書の写し等、設計及び竣工建物が「断熱性性能等級4」及び「一次エネルギー消費量性能等級4」であることを確認できるものです。

また、各事業について次の点に注意してください。

- 事前相談の手続きを行った後、申請をしてください。
- 必ず対象承認申請の結果を受けてから、事業に関する契約及び着手を行ってください。
- 設計や工事の内容、金額、実施期間の変更がある場合、速やかに区へ連絡し、変更申請の必要性をご相談ください。区へ相談無く、申請内容と異なる工事を行う又は変更契約を結んだ場合、助成金の対象外となる場合があります。

## パンフレットの修正点

- 9 ページ 助成金の交付申請の際に必要な提出書類

(6) 報告書…提出不要になりました。

- 10 ページ 耐震改修工事事業の申請の際に必要な書類

(4) 報告書…提出不要になりました。

- 10 ページ 耐震建替え工事事業の申請の際に必要な書類

(4) 報告書…提出不要になりました。

(5) 建替え前の建築物の耐震改修工事に要すると想定される経費相当額が確認できる

見積書…建替え前の建築物の除却工事の見積書と建替え後の建築物の新築工事の見

積書